

平成 26 年度事業報告

◎ 当年度の重点目標を、

1. 国保関連制度の改善対策
2. 保険税（料）収納対策
3. 共同処理業務の推進
4. 国保診療報酬審査支払業務の推進
5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進
6. 保健、医療、福祉対策の推進
7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進
8. 医師確保対策事業の推進
9. 介護保険関連業務の推進
10. 障害者総合支援給付関連業務の推進
11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進
12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

の 12 点とし、それぞれの事業を実施しました。

1. 国保関連制度の改善対策

医療保険制度の一本化の早期実現や介護保険制度の長期安定化を図るための財政支援などを強く求めている、国保中央会の運動に積極的に参画しました。

国民皆保険達成以来半世紀ぶりの大改革である国保財政運営の都道府県化が盛り込まれている「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法案」が、平成 27 年 3 月 3 日に通常国会に提出され、同年 5 月 27 日に可決・成立しました。

その主な内容としては、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など中心的な役割を果たすことにより国保制度の安定を図ることとしている。

そして、市町村は引き続き資格管理、保険税（料）の賦課・徴収や保険給付、保健事業などを行うこととなりました。

また、脆弱な国保の財政基盤を強化するための支援策として、全国枠で2,000億円規模の財政安定化基金を都道府県に新設するとともに、国保保険税（料）の約1割に当たる3,400億円の公費を毎年投入することとされています。

今回の国保制度改革に伴う制度運営の詳細については、今後国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場において検討されることになっています。

2. 保険税（料）収納対策

保険税（料）収納率の更なる向上を図るため、地元三紙による新聞広告やテレビスポットによる広報に努めました。

併せて新規事業として、ポスターの作成・配付と保険税収納担当者研修会を開催し、保険者支援の強化に努めました。

3. 共同処理業務の推進

国保事務の効率化を図るための国保総合システムについては、市町村事務担当者を対象とした操作研修を実施するとともに、希望市町村には現地に出向き指導するなど円滑な運用に努めました。

また、保険財政共同安定化事業をはじめとする再保険制度の円滑な運

営と、医療費通知業務を実施しました。

併せて財政効果が高いジェネリック医薬品利用差額通知業務や第三者行為求償事務など各種共同処理業務を積極的に推進しました。

4. 国保診療報酬審査支払業務の推進

国保診療報酬審査委員会並びに柔道整復療養費審査委員会と連携した事務共助、事務点検（縦覧・横覧・突合）の充実・強化を図るとともに、審査支払関連業務を一体的に処理する国保総合システムの円滑な運用に努めました。

併せて、一次審査事務共助支援システム機能を強化し、査定率の向上に取り組みました。

また、保険者からの受託業務であるレセプト二次点検業務については、システムチェック項目の精査を図るなど、点検業務の強化に努めました。

近年、対象者の範囲が拡充されている乳幼児等医療費の現物給付に係る審査支払業務については、実施市町村の要請に対応し適確に処理しました。

5. 後期高齢者医療制度関連業務の推進

後期高齢者医療広域連合からの受託業務である医療費等の審査支払業務をはじめ、各種電算処理業務、資格確認業務、レセプト二次点検業務、第三者行為求償事務などを適確に処理しました。

また、平成26年4月に機器更改した後期高齢者医療請求支払システムについては、円滑に運用することができました。

6. 保健、医療、福祉対策の推進

健康づくり推進団体である「在宅保健師の会」並びに「保健協力員会等連絡協議会」と連携し、地域に根ざした保健活動の支援に努めるとともに、併せて短命県返上のため県と一体となって各種健康づくり事業を積極的に推進しました。

また、保険者（市町村）は健康・医療情報を活用してのPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の展開が求められていることから、公衆衛生学の有識者等で構成する「保健事業支援・評価委員会」を設置し、国保データベース（KDB）システムを活用しながらデータヘルス計画策定に関する保険者支援を開始しました。

併せて、医療保険者で組織する「保険者協議会」が取り組む健康づくり事業を積極的に推進しました。

7. 特定健診・特定保健指導関連業務の推進

保険者からの受託業務である特定健診等のデータ管理業務、費用決済処理業務及び法定報告代行業務などを適確に処理しました。

また、特定健診等実施率向上のため、テレビやラジオスポット放送などの広報の実施や、受診勧奨用参考資料「心を動かす健（検）診のススメ」を作成し、約6,000名に及ぶ県内保健協力員全員に配付するなど、保険者支援に努めました。

8. 医師確保対策事業の推進

県内自治体病院・診療所における医師不足解消策の一環として、県内の高校生などが地元弘前大学医学部に一人でも多く進学できるよう、県と市町村が一体となって推進している医師修学資金支援事業については、

事業開始以来10年間で247名（うち平成26年度新規分27名）の修学生に貸与しました。

この事業による支援終了者は現在113名いるが、そのほとんどが弘前大学や都市部の中核病院に勤務、あるいは研修している状況にあり、町立病院や診療所への配置までにはもう少し時間を要する状況にあります。

9. 介護保険関連業務の推進

介護給付費の審査支払業務並びに介護サービス苦情処理業務の円滑な運営に努めました。

併せて、増高する介護給付費の適正化を図るため、市町村からの受託業務である縦覧点検業務や介護給付費通知作成等業務を適確に処理するとともに、ケアプラン分析情報を新たに提供するなど、市町村支援の強化に努めました。

また、平成26年5月から本稼働した介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システム並びに平成26年11月から開始されたインターネット請求に対応するなど、費用面での効率化にも努めました。

10. 障害者総合支援給付関連業務の推進

障害介護給付費等支払事務並びに障害児給付費支払事務の円滑な運営に努めました。

また、平成26年度の障害者総合支援法等の改正に伴うシステム改修については、関係者の協力を得ながらスケジュール通り終了することができました。

11. 年金からの保険料特別徴収情報経由業務の推進

市町村と年金保険者間で交換する保険料の特別徴収に関する情報の経由業務については、滞りなく処理しました。

12. 出産育児一時金等の支払業務の推進

出産育児一時金等の支払業務については、市町村をはじめ関係機関等の協力により、順調に運営することができました。